

## 気象警報発令時の対応（令和7年5月現在）について

### 1、大東市に「暴風警報」が発令された、または校区の一部に「避難指示（レベル4）」が発令された場合

※大雨・洪水・高潮・波浪警報は該当しない

- ①午前7時から登校前までに「暴風警報」または「避難指示（レベル4）」が発令中の場合は、登校を見合わせ自宅待機とする。
- ②午前7時から午前9時までに「暴風警報」及び「避難指示（レベル4）」が解除された場合、午前10時から授業開始とし、9時50分までに登校する。授業は午前中のみとし、給食はなし。  
※どちらか一方の警報が発令中の場合は自宅待機とする。
- ③午前9時（自宅待機中）時点で「暴風警報」、または「避難指示（レベル4）」が発令中の場合は、臨時休業とする。
- ④登校後に「暴風警報」または「避難指示（レベル4）」が発令された場合は、教職員が安全確認等を行い、原則として集団的に下校とする。ただし、危険を伴う場合等は、学校待機や保護者等への引き渡しを行い下校とする。

### 2、大東市に「特別警報」が発令された、または校区の一部に「緊急安全確保（レベル5）」が発令された場合

- ①午前7時から登校前までに「特別警報」または「緊急安全確保（レベル5）」が発令中の場合は、臨時休業とする。
- ②登校後に「特別警報」または「緊急安全確保（レベル5）」が発令された場合は、原則として学校待機とする。教職員が安全確認等を行い、原則として保護者等への引き渡しを行い下校とする。

### 3、大東市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合

- ①登校前に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、臨時休業とする。
- ②登校後に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、原則として学校待機とする。教職員が安全確認を行い、原則として保護者等への引き渡しを行い下校とする。
- ③登下校中に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、ブロック塀や自動販売機などから離れ頭部を保護し安全な場所に避難して身を伏せて待機する。揺れが収まった後に学校または自宅の安全な方に避難する。

※上記の基準に関わらず、気象予報の状況等により、学校からの指示があった場合はその指示に従うこと。